

2026年度

日本学生支援機構大学院奨学金出願のしおり

出願受付

書類提出だけでは手続きは完了しません。次ページ記載「出願スケジュール」①～⑥の手続きを完了していない場合は、審査対象外となります。

日本学生支援機構「貸与奨学金案内」をダウンロードし、読んだうえで出願してください（冊子の配布はありません）。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/in.html>



出 願 期 間	時 間	場 所
4月1日（水）～13日（月） ※土日除く	9：00～11：30 12：30～17：00	学生生活課 窓口 今出川：寒梅館1階 京田辺：成心館1階

出願は郵送でも受け付けます（4月13日（月）消印有効）。

レターパックや簡易書留等、配達記録が残る方法で送付してください。封筒に「JASSO 大学院奨学金出願書類」と明記してください。

注意事項

- 出願期間は厳守してください。郵送の場合、出願期間最終日の翌日以降の消印のものは一切受付できません。
- 書類到達確認のお問い合わせには対応しておりません。
- やむを得ない事情で上記受付期間内にしん出願できない場合は、4月7日（火）17：00までに学生生活課にご相談ください。いかなる理由があっても、事前連絡がなければ出願受付期間後の受付は一切できません。
- 出願から採用までの諸連絡はe-mail（大学から付与されたアドレス宛）を利用しますので、出願と同時にご自身が日常使用するメールアドレスへの転送設定をしてください。

同志社大学 学生生活課

今出川校地	〒602-8580	京都市上京区今出川通烏丸東入	T E L	075-251-3280
			F A X	075-251-3083
京田辺校地	〒610-0394	京田辺市多々羅都谷1-3	T E L	0774-65-7430
			F A X	0774-65-7429

目 次

2026 年度出願スケジュール	1
I. はじめに	2
II. 日本学生支援機構大学院奨学金について	3
III. 出願書類の作成と準備	9
IV. 緊急時の奨学金制度、学費の延納・分納	13
V. 奨学金制度一覧	14

添付書類

- ・ 2026 年度日本学生支援機構大学院奨学金願書
- ・ スカラネット入力下書き用紙
- ・ 「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット

2026 年度日本学生支援機構大学院奨学金(一次採用) 出願スケジュール

①書類の受け取り

3月25日(水)～4月13日(月)※郵送請求期限4月3日(金)必着

チェックボックス

☐

学生生活課窓口または郵送請求にて「出願のしおり」「スカラネット入力下書き用紙」「奨学金確認書兼地方税同意書」のセット(緑色の封筒)を受け取ってください。

②「貸与奨学金」ダウンロード

☐

日本学生支援機構「貸与奨学金案内」をダウンロードしてください
(冊子の配布はありません)。
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/in.html>



③出願書類提出

4月1日(水)～4月13日(月)※詳細は表紙参照。郵送の場合は最終日消印有効。

☐

p.9 記載の出願書類を、学生生活課窓口へ提出してください。
郵送提出の場合は、レターパックや簡易書留等、配達記録が残る方法で送付してください。封筒に「JASSO 大学院奨学金出願書類」と明記してください。

④スカラネット入力

入力期限:4月17日(金)

☐

出願書類を提出された方に、スカラネット入力用のユーザーID・パスワードをお知らせします(郵送で提出された場合は、大学付与アドレス宛にメールでお送りします)。
「スカラネット入力下書き用紙」にあらかじめ記入の上、スカラネットによる申込みをしてください。
・初回ログイン等の操作は「貸与奨学金案内」p.34～37を参照してください。
・入力には「奨学金確認書兼地方税同意書」に記載の「申込ID」及び「初期パスワード」も必要です。
・次のステップのためマイナンバーが分かる書類も準備しておくスムーズです。

⑤インターネットによるマイナンバーの提出

入力期限:4月17日(金)

☐

スカラネット入力完了後に入れるようになるマイナンバー提出用のサイトからマイナンバーを提出してください。
・画面操作は「貸与奨学金案内」p.38～42を参照してください。

⑥日本学生支援機構へ「奨学金確認書兼地方税同意書」の提出

郵送期限:マイナンバー提出完了後1週間以内

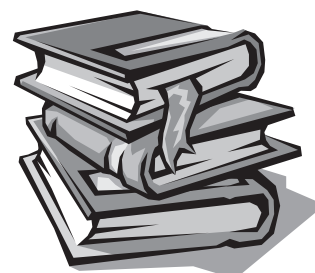
☐

「奨学金確認書兼地方税同意書」のセットに入っている専用の封筒(緑色)を使用して、日本学生支援機構に簡易書留で郵送してください。

①～⑥のすべての手続きが完了しない場合は選考対象外となります。

	I. はじめに	
--	---------	--

- ▼ 同志社大学大学院には、同志社大学独自の奨学金（同志社大学大学院奨学金、同志社大学大学院特別奨学金、同志社大学寄付奨学金など）をはじめ、日本学生支援機構大学院奨学金、民間・地方公共団体奨学金などの多様な奨学金制度があります（p.14～15 の奨学金制度一覧を参照）。
特に、国の育英事業である日本学生支援機構大学院奨学金は、採用人数・金額とも多く、採用されると標準修業年限まで継続して貸与される、本学で最も多く利用されている奨学金です。
- ▼ 奨学金に関すること、学生生活を送るうえで生じる経済的な問題があれば、いつでも学生生活課に相談してください（学生証を持参してください）。
- ▼ この『奨学金出願のしおり』は 2026 年 3 月現在の情報をもとに編集されています。取り扱いに変更があった場合は、大学ウェブサイト等でお知らせします。
- ▼ 懲戒処分を受けた場合、奨学金が「停止」または「廃止」になるだけでなく、処分を受けた期間の出願が認められないことや、奨学金の全額または一部を返還していただくことがあります。
- ▼ 同志社大学は、学校法人同志社の「同志社個人情報保護規程」に則り個人情報を取扱います。
参考：<http://www.doshisha.ed.jp/privacy/index.html>



Ⅱ. 日本学生支援機構大学院奨学金について

1. 概要

日本学生支援機構大学院奨学金は、教育・研究者、高度の専門性を要する職業人の養成を目的として貸与するものです。

2. 奨学金の種類と貸与月額

(1) 種類

日本学生支援機構大学院奨学金には、第一種奨学金と第二種奨学金の2種類があり、出願パターンとしては、第一種専願、第二種専願、併用、併願*の4通りがあります。

*併願とは、第一種奨学金の採用を第一希望とするが、不採用の場合は第二種奨学金の採用を希望する、という意味です。

*修士段階における「授業料後払い制度」は本学では実施しておりません。

種 類	内 容	対 象	月 額	貸与始期	貸与終期
第一種奨学金	貸与 (無利子)	博士課程前期課程 修士課程 専門職学位課程 一貫性博士課程 1・2 年次生	次の金額から選択 50,000 円 88,000 円	2026 年 4 月	標準修業 年限まで
		博士課程後期課程 一貫性博士課程 3～5 年次生	次の金額から選択 80,000 円 122,000 円	2026 年 4 月	標準修業 年限まで
第二種奨学金	貸与 (有利子)	全課程	次の金額から選択 50,000 円 80,000 円 100,000 円 130,000 円 150,000 円 190,000 円 (LS のみ) 220,000 円 (LS のみ)	2026 年 4 月 ～9 月で希望 する月 (注)	標準修業 年限まで

(注) 新入生には、他に入学時特別増額貸与奨学金があります。入学時特別増額貸与奨学金を希望する場合は、2026 年 4 月を選択してください（(2) 参照）。

※一貫制博士課程の 1・2 年次生は博士課程前期課程に、3～5 年次生は博士課程後期課程に準じます。

※司法研究科（以下 LS）の学生のみが選択できる月額 190,000 円及び 220,000 円は、基本月額 150,000 円を選択した場合の 40,000 円及び 70,000 円の増額貸与です。

※長期履修学生の第一種奨学金貸与期間は通常の課程における標準修業年限まで、第二種奨学金貸与期間は長期履修課程の修業年限までです。長期履修課程は、通常の課程より修業年限が長い場合、借入総額が大きくなることが予想されます。必要な金額、必要な期間をよく考えたうえで、申請してください（p.8 参照）。

※貸与月額を決定する際には、日本学生支援機構ウェブサイトの「奨学金貸与・返還シミュレーション」(<https://simulation.sas.jasso.go.jp/simulation/>)を参考にし、貸与額・返還額を十分考慮してください。

(2) 入学時特別増額貸与奨学金（有利子）

本年度大学院に入学した学生で入学年月を始期として第一種または第二種奨学金の貸与を受ける場合は、希望により、貸与月額の初回振込時に 10～50 万円の増額貸与を受けることができます。なお、第一種、第二種奨学金の併用貸与を希望し、併せて入学時特別増額貸与奨学金を希望する場合は、すべての貸与始期を 4 月とする必要があります。

○対 象 今年度入学した者のうち、次のいずれかに該当する場合

① 奨学金申込時における貸与算定基準額の合計が 0 円の場合

② ①以外の者で日本政策金融公庫の「国の教育ローン」に申込みをしたが、利用できなかった場合

③ ①以外の者で日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申込みしようとしたが、申込要件を満たさず、申し込みなかった場合

○貸 与 額 10 万円、20 万円、30 万円、40 万円、50 万円から選択

利用には要件があります。詳細は「貸与奨学金案内」p. 10、p. 28 で確認してください。

(3) 第二種奨学金の利子

○利率の算定方法の選択

出願時に利率の算定方法の種類として①利率固定方式、②利率見直し方式のいずれかを選択することになります。いずれの方式も基本月額に係る利率は年 3%が上限です。在学中及び返還期限猶予中は無利子で、修了あるいは退学した日の翌日から月単位で利子が加算されます。

○利率の算定方法の変更について

奨学金の交付期間中、貸与期間が終了する年度の一定期日まで変更することができます（変更締切最終期限は例年 12 月初旬となります）。なお、退学や辞退などの理由で修了前に貸与が終了する場合は、貸与が終了する月の 2～3 か月前までに変更の手続きをしてください。貸与期間終了後は変更できません。

また、第一種奨学金と入学時特別増額貸与奨学金に採用された場合、入学時特別増額貸与奨学金が採用決定後の初回振込時に全額振込まれ、利率及び利率の算定方法が確定するため、入学時特別増額貸与奨学金については、採用決定後に利率の算定方法を変更することができません。

※詳細は「貸与奨学金案内」で確認してください。

3. 出願資格

大学院（司法研究科・ビジネス研究科含む）に在籍している者

ただし、長期履修学生は、第一種奨学金については通常の課程における標準修業年限以内、第二種奨学金については長期履修課程の修業年限以内の者。

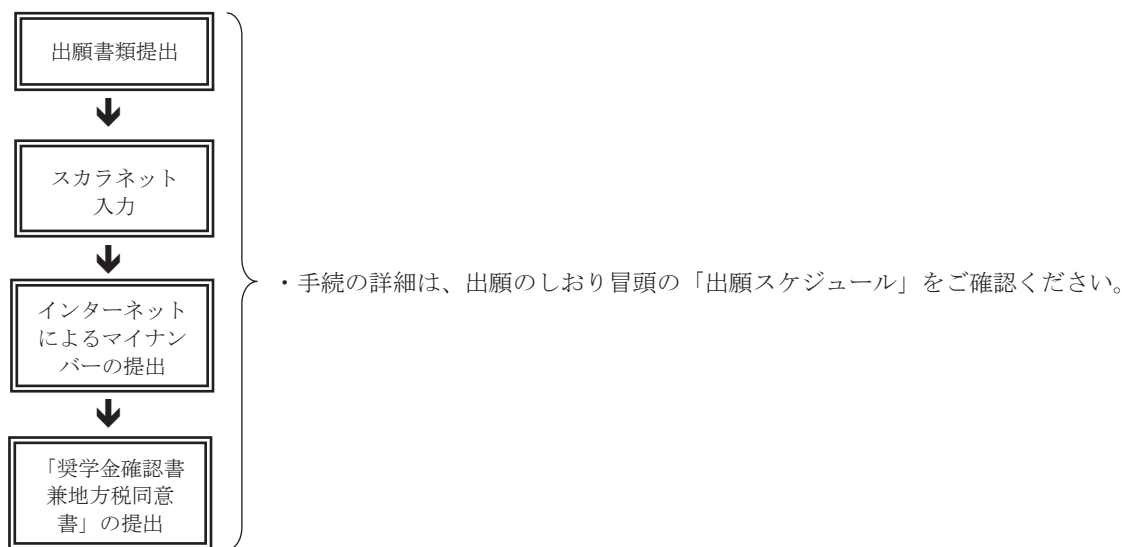
なお、外国籍の人の場合は、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令第二十条もしくは「貸与奨学金案内」p.8の申込資格をご確認ください。

以下の者は出願資格がありません。

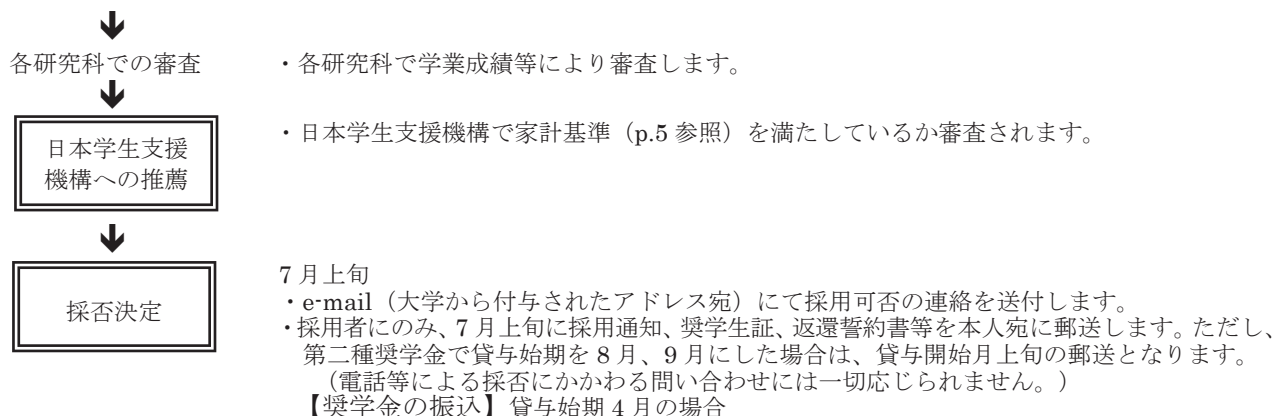
- ・外国人留学生
- ・標準修業年限（博士課程前期課程・修士課程・司法研究科法学既修者・ビジネス研究科は2年、博士課程後期課程・司法研究科法学未修者は3年、一貫制博士課程は5年）を超えて在籍している者。ただし、休学期間は在学年数に含みません。
- ・出願時点において修業年限内で学業を確実に修了できる見込みがあると認められない者
- ・聴講生・科目等履修生

※過去に大学院の同一課程で日本学生支援機構大学院奨学金を受給したことがある者は、出願前に学生生活課に相談してください。

4. 出願から採用まで



出願完了



初 回 振 込 日	7 月 10 日（金）
初 回 金 額	4 か月（4～7 月）分

ただし、第二種奨学金で貸与始期を8月、9月にした場合は、貸与開始月に順次振込みとなります。

返還誓約書の提出：本学が指定した期日までに返還誓約書を提出してください。提出されない場合、採用取消になります。

継 続 願：例年12月（予定）に、インターネットにより「奨学金継続願」を提出する必要があります。

詳細は、12月中旬頃にe-mail（大学から付与されたアドレス宛）にて案内します。提出後に学業成績等による適格認定を行います。

5. 選考

(1) 各研究科での審査

各研究科で学業成績等をもとに審査します。
同志社大学大学院奨学金の受給状況・採用結果とは、関係ありません。

(2) 日本学生支援機構での家計審査

2024年（1月～12月）の収入に基づく2025年度住民税情報（秋に申し込む場合は2025年（1月～12月）の収入に基づく2026年度住民税情報）により算出された貸与額算定基準額が下表に該当するか審査が行われます。なお、第一種奨学金は基準額を超えていても採用される場合があります。

家計基準

①修士課程相当

希望する奨学金	家計基準
第一種奨学金	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額（注）の合計が66,400円以下であること
第二種奨学金	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が155,300円以下であること
併用貸与 （第一種奨学金・第二種奨学金）	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が61,600円以下であること

②博士課程相当

希望する奨学金	家計基準
第一種奨学金	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額（注）の合計が80,100円以下であること
第二種奨学金	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が229,800円以下であること
併用貸与 （第一種奨学金・第二種奨学金）	申込者本人及び配偶者の貸与額算定基準額の合計が66,400円以下であること

（注）貸与額算定基準額は、申込時に提出するマイナンバーにより取得した住民税情報により算出されます。計算式は下記のとおりです（100円未満は切り捨て）。

貸与額算定基準額★1＝（課税標準額）×6％－（市町村民税調整控除額）★2

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、この計算式にかかわらず、貸与額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、（市町村民税調整控除額）に3/4を乗じた額となります。

【参考】収入・所得の上限額の目安

表中の数字はあくまで目安です。家計基準は2024年の収入・所得に基づく住民税情報等により設定されているため、世帯構成、障がい者の有無等により、目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

（単位：万円）

	本人が給与所得者の場合 （年間の給与収入金額）			本人が給与所得者以外の場合 （年間の所得金額）		
	第一種	第二種	併用	第一種	第二種	併用
修士課程	299	536	284	197	364	188
後期課程	340	718	299	223	503	197

（注）上記は、配偶者がいない場合の目安です。

(3) 昨年度の出願・採用状況（定期採用）

第一種

課 程	出願者数	採用者数
博士課程前期課程 修士課程	264	263
博士課程後期課程	16	16
専門職学位課程	32	31
合 計	312	310

第二種

課 程	出願者数	採用者数
博士課程前期課程 修士課程	8 2	1 8
博士課程後期課程	3	2
専門職学位課程	1 2	7
合 計	9 7	2 7

※第二種出願者には、併願希望者（第一種を希望、不採用の場合は第二種を希望）が含まれています。

6. 返還方式について

返還方式には定額返還方式と所得連動返還方式があり、スカラネット入力時に選択することができます。

所得連動返還方式を選択できるのは、第一種奨学金採用者で機関保証を選択した方です。

※詳細は「貸与奨学金案内」で確認してください。

7. 保証制度の選択について

奨学金の貸与にあたっては、連帯保証人・保証人を選任する人的保証制度と、保証機関（日本国際教育支援協会）に一定の保証料を支払うことにより、奨学金の貸与を受けることができる機関保証制度があります。出願時に、人的保証または機関保証制度のどちらかを選択する必要があります。

人的保証とは連帯保証人・保証人を用意して債務を保証する制度で、本人の返還に遅延が発生した場合には、本人に代わって連帯保証人・保証人に返還をする義務が生じます。

出願時にスカラネットで入力した連帯保証人・保証人は、やむを得ない場合を除き変更ができません。採用決定時に「返還誓約書」を提出していただきますが、人的保証を選択した場合、返還誓約書に連帯保証人・保証人の連署（自筆）・実印の押印が必要です。また、連帯保証人と保証人の印鑑登録証明書（スカラネット申込日から3ヶ月以内のもの）と、連帯保証人の収入に関する証明書（市町村で発行する所得証明書等）を添付する必要があります。「返還誓約書」が定められた期限までに提出されない場合には、既に振込済みの奨学金を戻入のうえ、採用取消となります。

機関保証を選択した場合、「本人以外の連絡先」（機関が本人と連絡が取れない場合に本人の住所・電話番号を照会できる者）を1人届け出る必要があります。採用された場合、返還誓約書に署名してもらうことになりますので、あらかじめ承諾を得ておいてください。

連帯保証人 (奨学生本人と連帯して責任を負う者)	原則として父または母。父母がいない等の場合には奨学生本人の配偶者を除く兄弟姉妹・おじ・おば等。
保 証 人 (奨学生本人及び連帯保証人が返還できなくなった時に代わって返還する者)	父母と奨学生本人の配偶者を除く、4親等内の成年親族（おじ・おば・兄弟姉妹・いとこ等）のうち、奨学生本人及び連帯保証人と別生計で採用時（スカラネット入力日が採用時となる）に65歳未満の者。

※1 連帯保証人・保証人ともに上記以外の者を選任する場合は、返還誓約書提出時に「返還保証書」および「貸与予定総額の返還を確実に保証できる資力を有する」ことを証明する書類（所得証明書や預貯金残高証明書等）の提出が必要になります。

※2 奨学生本人が貸与終了時に満45歳を超える場合の連帯保証人は、貸与終了時に満60歳未満でなければなりません。満60歳未満の人を選任できない場合は、機関保証を選択してください。

※3 上記に該当していても、債務整理（破産等）中の場合は認められません。

《注意》奨学金申込時において、「併願」または「併用」の申し込みをする場合は、第一種奨学金と第二種奨学金で異なる保証制度を選択することは認められません（第一種奨学金を所得連動方式とする場合を除く）。

人的保証を選択し、やむを得ない事情により機関保証へ変更する場合は、貸与開始から変更時点までの保証料を全額一括して支払わなければいけません。また、機関保証から人的保証への変更は認められません。

※詳細は「貸与奨学金案内」で確認してください。

8. 奨学金の返還

奨学金は日本学生支援機構の規程に従い、修了後、全額返還しなければなりません。返還金は、直ちに後輩の奨学金として貸与される仕組みとなっていますので、延滞することのないよう、最後まで責任を持って返還してください。

(1) 返還誓約書の作成

採用決定後、返還誓約書を交付しますので、本学が定める所定の提出期日までに必ず提出してください。期日までに返還誓約書を提出しない場合は、採用取消になります。

(2) 返還確認票の交付

貸与終了年度の11月に返還確認票を交付します。

※詳細は「貸与奨学金案内」で確認してください。

9. 特に優れた業績による返還免除制度

大学院において第一種奨学金の貸与を受けた者のうち、在学中（貸与期間中）に特に優れた業績を挙げたと認められる者には、奨学金の全部または一部の返還が免除されます。

対象者は、貸与終了年度に業績優秀者返還免除に申請することができます。返還免除となる人数は、貸与期間が終了する者の30%程度の人数となります。

なお、返還免除候補者を学内で選考する際の基本的な業績の種類は次の表のとおりですが、各研究科で評価する業績の種類は異なりますので、注意してください。各研究科の評価項目、基準は学生生活課と各研究科事務室で公表しています。

	業績の種類	評価基準
1	学位論文その他の研究論文	学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること
2	大学院設置基準第16条第1項に定める特定の課題についての研究の成果	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること
3	大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵養すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること、又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること
4	著書、データベースその他の著作物（1・2号に掲げるものを除く）	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること
5	発明	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること
6	授業科目の成績	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること
7	研究又は教育に係る補助業務の実績	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること
8	スポーツの競技会における成績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた結果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること
9	ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること

2024年度の「特に優れた業績による返還免除」認定結果は次のとおりです。

	前期課程（人）	後期課程（人）	専門職学位課程（人）
制度対象者	213	13	19
申請者	161	8	11
認定者	全額免除	2	2
	半額免除	3	2
	合計	5	4

なお、博士課程（後期課程）（一貫制博士課程の後期課程相当を含む）進学者を対象として、貸与終了時に決定する返還免除を進学時に内定する返還免除内定制度があります。詳細については、本学奨学金ウェブサイトを参照してください。

<https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/graduate/list.html>

※2023年度以降、博士後期課程において第一種奨学生として採用された人で、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「科学技術イノベーション創出に向けた大学フェローシップ創設事業」、「次世代研究者挑戦的研究プログラム」又は「国家戦略分野の若手研究者及び博士後期課程学生の育成事業（BOOST）次世代AI人材育成プログラム（博士後期課程学生支援）」の支援を受けた人は、**返還免除制度の対象外**になります。

10. 以前に日本学生支援機構奨学金を受給していた場合

本学大学院入学前に日本学生支援機構奨学金を受給していた場合は、スカラネット・パーソナルから「在学猶予願」を提出することにより、大学院在学中の返還が猶予されます。提出時には、以下の学校番号を入力する必要があります。該当者は5月29日（金）までに手続きをしてください。

- ・修士（前期）課程・博士（後期）課程・一貫制博士課程・ビジネス研究科 : 306006-01
- ・司法研究科 : 306006-60

11. よくある質問

Q1. 日本学生支援機構大学院奨学金と同志社大学独自の奨学金を併用することはできますか？

A1. できます。

Q2. 第二種奨学金に採用となった場合、第一種奨学金に変更できるような措置はありますか？

A2. 再度第一種奨学金に出願する必要があります。ただし、必ずしも採用されるとは限りません。

Q3. 現在、第二種奨学金月額8万円の貸与を受けていますが、金額の変更はできますか？奨学金の返済額が大きくなるのが心配なのですが？

A3. 月額の変更ができます。また、奨学金の貸与が必要なくなった場合は随時辞退ができます。

12. 長期履修学生の出願について

長期履修学生の第一種奨学金貸与期間は通常の課程における標準修業年限までです。

第二種奨学金に限り、長期履修学生として在籍する期間分の貸与ができますが、以下の点を十分考慮したうえで出願するようにしてください。

(1) 借用金額

長期履修学生は、通常の課程より修業年数が長いため、必然的に借用金額が大きくなります。

また、第二種奨学金は「特に優れた業績による返還免除」の対象ではなく、貸与総額に利子もつきます。

必要以上に貸与を受けることがないように、必要な金額、期間をよく考えたうえで、出願してください。

(2) 機関保証料

長期履修学生については、標準修業年限で採用後に、日本学生支援機構で期間延長の処理をされるため、採用直後と期間延長処理後では貸与期間が変わります。

保証料の月額は、奨学金の種類（第一種奨学金、第二種奨学金）、貸与月額、貸与期間及び返還期間等を基に算出されています。そのため、貸与期間の変更（同時に返還期間が変更となる可能性有）をすることによって、保証料が増減することになります。

(3) 長期履修学生として採用後に長期履修期間を途中で変更した場合

①当初取り決めた長期履修期間（留年・休学等の休停止期間を除く）を延長する場合は、貸与終期の延長は認められません。また、申請もできません。

②長期履修期間を短縮した場合は、辞退をしてください。

(4) 貸与中に長期履修学生となった場合

履修形態を切り替えた時点または標準修業年限での貸与が終了した時点において、新たに長期履修学生として出願できる場合がありますので、希望する場合は事前に学生生活課へ問い合わせてください。

Ⅲ. 出願書類の作成と準備

■ 注意事項 ■

- ① 黒のペンまたはボールペンで丁寧に記入してください。（こすると消えるペンは使用不可）
- ② 書き間違えた時は、修正箇所にも二重線を引き、訂正してください。（修正液は使用不可）
- ③ 書類がそろっていない場合や、記載内容に虚偽がある場合は選考から除外します。

出願時に必要な書類

対 象	提 出 書 類	概 要
全 員	奨学金願書（水色の用紙）	本冊子に挟み込んであります。 p.10 を参照して記入してください。
進学前離職 特例措置を 希望する方	（様式）「進学前離職の特例措置に係る申請書」及び次のいずれかの書類 ①会社発行の離職（退職）証明書 ②雇用保険被保険者離職票（写し） ③雇用保険受給資格者証（写し） ④退職（離職）日の記載がある源泉徴収票（写し） ⑤休職日の記載がある休職証明書（無給であることがわかるもの）	申込者本人が進学のために進学前 1 年以内に離職または無給休職したことにより収入が減少している場合は、家計基準の判定への特例措置があります。特例措置適用の対象者は「貸与奨学金案内」p.32 を参照してください。 （様式）「進学前離職の特例措置に係る申請書」は本学奨学金ウェブサイト > これから奨学金を希望される方へ（大学院生へ）よりダウンロードしてください。
申請者本人 または配偶 者が国内に 居住してい ない場合※	「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」と証明書	日本学生支援機構ホームページに掲載されている内容に従って、必要書類を提出してください。 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigaikyoju.html#in ※一次採用（春）：2025 年 1 月 1 日時点 二次採用（秋）：2026 年 1 月 1 日時点
外国籍の方	在留資格および在留期間が明記されている証明書	在留カード（コピー）、特別永住者証明書（コピー）、住民票の写し（原本）等のうち、いずれか 1 点を提出してください。 「家族滞在」の方は、上記の書類に加えて「出入国記録の写し」（原本）も提出してください。 出願資格は「貸与奨学金案内」p.8 を参照してください。

— 転職により収入が減少した方へ —

- ・申請者本人または配偶者が、2024 年 1 月 2 日以降（秋に申し込む場合は 2025 年 1 月 2 日）に転職したことにより減収した方のうち、マイナンバーによる家計審査の結果、第一希望の申込区分の家計基準を満たさなかった場合、転職後の収入で再審査を行うことができます（貸与奨学金案内 p.29～31 参照）。
- ・スカラネットによる奨学金申込の際は、貸与奨学金案内 p.30 記載のとおり、再審査の希望を入力してください。
- ・再審査の対象者には、収入証明書類の追加提出について、7 月頃に大学から連絡します。
- ・通常（マイナンバーのみでの審査）に比べ、採用決定が 1～2 か月遅れることがあります。

—奨学金願書記入例—

■注意事項■

【学年】

司法研究科生の学生は法学未修者・既修者に関わらず、在学1年目の者は「1年生」としてください。

【履歴】

本人の履歴

・大学卒業時から、現在在籍している研究科入学まで空白期間のないように記入してください。

・家事従事・自宅研修等の期間、大学院入学後に休学・留学・転学等をした場合の期間は必ず記入してください。

2026年度 日本学生支援機構大学院奨学金願書			受付番号	
出 願 者 情 報	学 生 I D	1303265111		国籍 日本以外の場合記入 ()
	フリガナ	タカキ ハナコ		
	氏 名	高木 花子		日本国籍以外の方は、出願資格（「貸与奨学金案内」p.8）を確認し、在留資格がわかる書類のコピーを提出してください
	生 年 月 日	西暦 2003 年 1 月 1 日生（満 23 歳）		
	課 程	博士前期・修士課程 ・ 博士後期課程 ・ 一貫制博士課程 ・ 専門職学位課程		
	研究科・専攻・学年	法学 研究科 政治学 専攻 1 年次生		
	現 住 所	〒604-0004 京都 京都市中京区相生町〇〇 セントラルハイツ501号		
	携 帯 電 話	080 - 1234 - 5678		
	電 話 番 号 (家族連絡先)	090 - 9876 - 5432 (母)		
	長期履修学生ですか?	はい () 年 ・ いいえ		
配偶者はいますか?	はい (氏名:) ・ いいえ			
↓大学卒業から大学院入学まで、空白期間のないよう記入してください（休学・転学等も明記）				
申 込 内 容	希望する奨学金	申込区分: (1) ※スカラネット入力下書き用紙p.4を参照し(1)～(14)より選択		
	保証制度	機関保証 ・ 人的保証		
	入学時特別増額貸与奨学金	希望する ・ 希望しない		
	出願者履歴	2026 年 3 月 同志社 大学 卒業 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 年 月～ 年 月 2026 年 4 月 同志社大学大学院入学		
収 入 状 況	進学前離職特例措置を希望する	該当しない ・ 該当する（申請者本人）		
	申請者本人または配偶者が国内に居住していない （一次採用(春): 2025年1月1日時点、二次採用(秋): 2026年1月1日時点）	該当しない ・ 該当する（申請者本人） ・ 該当する（配偶者）		
	転職により減収したため再審査を希望する	該当しない ・ 該当する（申請者本人） ・ 該当する（配偶者）		
誓 約 欄	同志社大学長 様			
	願書の記入内容に相違ありません。申込条件および学校法人同志社の「個人情報の保護に関する規程」を確認、同意のうえ、関係書類をそえて日本学生支援機構大学院奨学金に出願いたします。 2026 年 4 月 8 日 本人 氏名 高木 花子 (自署)			
大 学 処 理 欄				

※ご記入いただいた情報は奨学金業務のために使用し、その他の目的には使用しません。

スカラネット画面表示	入力内容記入欄
STEP3 ②奨学金申込情報	
1. あなたの希望する奨学金を1つ選択してください。	
(a) 第一種奨学金もしくは授業料後払い制度、又は第二種奨学金のどちらかを希望する人のみ入力してください。	あとで変更することはできません。「奨学金案内」をよく確認し、希望する1つを選択してください。 緊急採用・応急採用に申し込む人は(1)(3)(4)(10)(11)の中から希望するものを1つ選択してください。
○(1) 第一種奨学金もしくは授業料後払い制度のみ希望します。	
○(2) 第一種奨学金もしくは授業料後払い制度を希望するが、不採用の場合第二種奨学金を希望します。	
○(3) 第二種奨学金のみ希望します。	
(b) 併用貸与を希望する人のみ入力してください。	
○(4) 第一種奨学金もしくは授業料後払い制度及び第二種奨学金との併用貸与のみを希望します。	
○(5) 併用貸与を希望するが、不採用の場合第一種奨学金もしくは授業料後払い制度のみ希望します。	
○(6) 併用貸与不採用及び第一種奨学金もしくは授業料後払い制度不採用の場合、第二種奨学金を希望します。	
○(7) 併用貸与不採用の場合、第二種奨学金のみ希望します。	
(c) 現在奨学金の貸与を受けている人のみ入力してください。	
○(8) 第二種奨学金の貸与を受けていますが、第一種奨学金もしくは授業料後払い制度への変更を希望します。	本学では「授業料後払い制度」を実施しておりません。 「第一種奨学金」を選択してください。
○(9) 第一種奨学金の貸与を受けていますが、第二種奨学金への変更を希望します。	
○(10)	
○(11)	
○(13)	
○(14)	
※(12) 授業料後払い制度を含む	
上記(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(11)、(14)を選択した人は希望する奨学金の種類を選択してください。	
※第一種奨学金と授業料後払い制度を併用で申し込むことはできません。	
上記(8)、(9)、(10)、(11)、(13)、(14)を選択した人は該当するあなたの奨学生番号を記入してください。	
奨学生番号	☐ 第一種奨学金 ☐ 授業料後払い制度
【(8)～(14)を選択する人へ】 既に第一種・第二種のどちらか一方を貸与中の人、予約採用者で、(8)～(14)を希望する場合以下のとおり選択、入力してください。 ○第二種→第一種の変更又は第一種→第二種の変更を希望 採用後に現在貸与中の奨学金の一部を返戻する必要がある場合があります。 ・変更前の奨学生番号が決定している場合は(8)又は(9)を選択し、奨学生番号欄に決定している奨学生番号を入力する。 ・変更前の奨学生番号が未決定の場合は(1)又は(3)を選択し、別途「変更希望」であることを学校担当者へ申し出る。 ○第一種又は第二種→併用貸与の変更を希望（併用貸与の学力、家計基準を満たすことが必要です。） ・(10)又は(11)を選択し、変更前の奨学生番号が決定している場合は奨学生番号欄に決定している奨学生番号を入力する。 ・変更前の奨学生番号が未決定の場合は、奨学生番号を入力せず次に進む。 ○希望する併用貸与への変更が不採用だった際に、現在貸与中の奨学金とは異なる種類の貸与奨学金への変更を希望 採用後に現在貸与中の奨学金の一部を返戻する必要がある場合があります。 ・変更前の奨学生番号が決定している場合 → (13)又は(14)を選択し、奨学生番号欄に決定した奨学生番号を入力する。 ・変更前の奨学生番号が未決定の場合 → (1)又は(3)を選択し、別途「変更希望」であることを学校担当者へ申し出る。	

STEP8 ⑨あなたの研究情報

半角英数字や半角カナ文字は使用できません。数式・記号を含め全角文字で入力してください。

1. あなたの研究題目（研究分野）を入力してください。（全角50文字以内）

「研究題目」が未定の場合、手がけてみたいと考えている専門分野を大別し、その概要を入力してください。

[illegible]

2. あなたの大学院進学の目的と研究計画を入力してください。(全角400文字以内)

200文字以上 入力必須

3. あなたのこれまでの研究内容（提出論文・紀要・学術雑誌等の発表論文等）について入力してください。（全角400文字以内）
ただし、修士・博士前期課程1年、博士医・歯・薬・獣医学課程1年および専門職大学院（法科大学院を含む）の1年は入力の必要がありません。

修士・専門職課程2年生以上および
後期課程の方は
200文字以上 入力必須

STEP8 ⑩家庭事情情報

1. 奨学金を希望するに至った家庭事情や、特に説明を要することを入力してください（全角200文字以内）

全員入力する必要があります。併用貸与を希望し、第二種奨学金の最高月額を選択した場合は、最高月額を必要とする「理由」も入力してください。

特に、緊急採用・応急採用の申込みをする人は、「いつ」「どういった事由で」家計急変したのか、事情をできるだけ詳しく入力してください。
震災、火災、風水害等に被災し、配偶者等が死亡、行方不明、生死不明となったことを事由として申し込む場合は、被災した災害（災害が発生した日付、被災地域）等の状況を詳しく入力してください。

注) 第二種奨学金の最高月額を必要とする理由を具体的に記入してください(学校担当者から確認等を行う場合があります)。

100文字以上 入力必須

→緊急採用・応急採用に申し込む場合は17ページの設問が表示されます。

IV. 緊急時の奨学金制度、学費の延納・分納

次のような緊急援助・その他の制度がありますので、奨学金を希望する場合は学生生活課まで相談に来てください。

1. 日本学生支援機構大学院奨学金の緊急採用（第一種奨学金）・応急採用（第二種奨学金）

家計状況の急変や不慮の災害等により、著しく学資支弁に支障をきたし、緊急に援助を必要とする場合には、募集期間外であっても随時緊急または応急採用として申請することができます。詳細は学生生活課に相談してください。

2. 同志社大学緊急貸与奨学金

家計の急変、不時の災害その他著しく学資支弁に支障をきたし、緊急に援助を必要とする場合に出願することができます。詳細は学生生活課に相談してください。

3. 同志社大学短期貸付金

一時的に生活費の支弁が困難となった場合、次の短期貸付金の申し込みができます。

申し込みの際は、学生証と印鑑（朱肉で押印できるもの）を持参してください。なお、貸付を受けるためには連帯保証人を立て、かつその者の承認が必要です。

①一般貸付 30,000 円以内（3 か月以内に月賦で返還）

家庭からの仕送りの遅延等のため、生活費の支弁が一時的に困難になったとき。

②特別貸付 100,000 円以内（10 か月以内に月賦で返還）

急病、下宿火災などのため、生活費の支弁が困難になったとき。
（診断書、罹災証明書等のコピーが必要）

4. 学費の延期納入・分割納入

やむを得ない事情のため、期限内に学費を納入できない場合、所定の期間内に手続きをすれば、学費を延納または分納することができます。希望者は期間内にウェブサイト(<https://www.doshisha.ac.jp/scholarships/>)を参照して、奨学金・学費延分納申請システムから手続きをしてください。

春学期	手続期間	4 月 1 日（水）～ 4 月 28 日（火）	
	納入期限	分納 1 回目	5 月 29 日（金）
		分納 2 回目	7 月 17 日（金）
		延納	7 月 17 日（金）
秋学期	手続期間	9 月 25 日（金）～ 10 月 30 日（金）	
	納入期限	分納 1 回目	11 月 30 日（月）
		分納 2 回目	2027 年 1 月 18 日（月）
		延納	2027 年 1 月 18 日（月）

※専門職学位課程（司法研究科、ビジネス研究科（2024 年度以前生））の学生は、分納を選択することはできません。

		V. 奨学金制度一覧						
--	--	------------	--	--	--	--	--	--

2026年3月現在

名 称	種 類	金 額	対 象		給付・貸与人数 (※1)	願書 入手時期	出願期間 (※5)	採否決定	備 考
			家計基準	成績基準					
同志社大学 大学院奨学金	給 付	年額 神学研究科、文学研究科、社会学研究科、法学研究科、 経済学研究科、商学研究科、総合政策科学研究科、 グローバル・スタディーズ研究科、 (2024年度生) ビジネス研究科グローバル経営研究専攻 310,000円 文化情報学研究科、 スポーツ健康科学研究科 330,000円 理工学研究科、生命医科学研究科 430,000円 心理学研究科、 (2025年度生) ビジネス研究科グローバル経営研究専攻 350,000円 脳科学研究科 430,000円 (※3)	専門職学位課程は対象外		〈前期課程〉 365 [820] 〈後期課程〉 16 [23]	3月下旬 ～ (※2)	4月上旬 (※2)	6月中旬 (※2)	給付期間：1か年 (毎年出願可) [] 内は出願者数
		本人の収入金額 給与収入：841万円以下 営業所得：355万円以下	成績良好であること						
同志社大学 大 学 院 特別奨学金	給 付	年額 表に定める額に120,000円を加えたもの	前期課程及び一貫制博士課程の在学2年以上の者のうち、研究科長に推薦された学力、人物ともに特に優秀かつ研究者として適格な者 (脳科学研究科、ビジネス研究科(専門職学位課程)は対象外)		28	公募はしない	6月中旬 (※2)	給付期間：1か年	
		<table><tr><td>神学研究科、文学研究科、 社会学研究科、法学研究科、 経済学研究科、商学研究科、 総合政策科学研究科、グロー バル・スタディーズ研究科、 ビジネス研究科グローバル 経営研究専攻</td><td>入学年度ごとの各年次 に応じた授業料相当額</td></tr><tr><td>文化情報学研究科、 スポーツ健康科学研究科</td><td>入学年度 560,000円 2年目以降 760,000円</td></tr><tr><td>理工学研究科、 生命医科学研究科</td><td>入学年度 740,000円 2年目以降 940,000円</td></tr><tr><td>心理学研究科</td><td>入学年度 590,000円 2年目以降 790,000円</td></tr></table> (※4)							神学研究科、文学研究科、 社会学研究科、法学研究科、 経済学研究科、商学研究科、 総合政策科学研究科、グロー バル・スタディーズ研究科、 ビジネス研究科グローバル 経営研究専攻
神学研究科、文学研究科、 社会学研究科、法学研究科、 経済学研究科、商学研究科、 総合政策科学研究科、グロー バル・スタディーズ研究科、 ビジネス研究科グローバル 経営研究専攻	入学年度ごとの各年次 に応じた授業料相当額								
文化情報学研究科、 スポーツ健康科学研究科	入学年度 560,000円 2年目以降 760,000円								
理工学研究科、 生命医科学研究科	入学年度 740,000円 2年目以降 940,000円								
心理学研究科	入学年度 590,000円 2年目以降 790,000円								
同志社大学大学院 脳科学研究科 特別奨学金	給 付	年間学費(入学金(入学時のみ)、授業料、教育充実費及び特別在籍料)相当額 (※5)	入学時32歳未満(転入学時34歳未満)で、 脳科学研究科に推薦された学修意欲のある者		23	公募はしない		入試 合格と 同時	給付期間：1か年 ただし、所定の継続審査により、標準修業年限を上限に継続することがある。 採用者数には継続者を含む。
同志社大学大学院 博士後期課程若手 研究者育成奨学金	給 付	年間学費(入学金(入学時のみ)、授業料、教育充実費及び特別在籍料)相当額 (※5)	後期課程に在学している入学時34歳未満の者及び一貫制博士課程に2年以上在学している入学時32歳未満の者のうち、各研究科に推薦された学修意欲のある者 (脳科学研究科は対象外)		180	公募はしない		入試 合格と 同時	給付期間：1か年 ただし、所定の継続審査により、標準修業年限を上限に継続することがある。 採用者数には継続者を含む。
同志社大学 寄付奨学金	給 付	年 額 100,000円	研究科長に推薦された学力・人物ともに優秀な者		6	公募はしない		5月下旬	給付期間：1か年
同志社大学 短期貸付金	貸 与 (無利子)	①一般貸付 30,000円以内 ②特別貸付 100,000円以内	やむを得ない事情で、一時的に生活費支弁が困難になった者		① 0 ② 0	緊急の場合に随時 (事務室開室時間)			一般貸付の返還は3か月以内、特別貸付は10か月以内の月賦返還
日本学生支援機構 大 学 院 第一種奨学金	貸 与 (無利子)	月 額 下記金額から選択制 〈前期課程〉 50,000円 88,000円 〈後期課程〉 80,000円 122,000円	本人および配偶者の 収入金額の合計額 〈前期課程〉 299万円以下 〈後期課程〉 340万円以下	成績が特に優れ、学術 研究者として適格と認められる者	〈前期課程〉 263 〈後期課程〉 16 (専門職学位課程) 31	3月下旬 ～	4月上旬	7月上旬	貸与期間：標準修業年限まで 外国人留学生は出願不可 新入生には、初回振込時、10～50万円増額可能な制度あり 第一種奨学金には「特に優れた業績による返還免除制度」「返還免除内定制度」を含む あり 第二種奨学金の利率の上限は3% 第二種奨学金において、司法研究科生が最高金額を選択した場合は40,000円又は70,000円の増額が可能 返還は借用総額により異なるが修了後10～20年以内 一貫制博士課程の1・2年次生は前期課程に、3～5年次生は後期課程に準ずる
		月 額 下記金額から選択制 50,000円 80,000円 100,000円 130,000円 150,000円	本人および配偶者の 収入金額の合計額 〈前期課程〉 536万円以下 〈後期課程〉 718万円以下	成績が平均水準以上で、特定の分野において特に優れた資質能力があると認められる者	〈前期課程〉 18 〈後期課程〉 2 (専門職学位課程) 7				
日本学生支援機構 大 学 院 第二種奨学金	貸 与 (有利子)					9月上旬 ～	9月中旬	12月上旬	
民間・地方 公 共 団 体 奨 学 金	給 付 または 貸 与	各奨学団体により異なる	各奨学団体により異なる (大学推薦団体は成績優秀者)		17	3月下旬より随時受付			貸与の場合は各奨学団体により異なるが修了後10～15年以内に返還

●修士課程は、前期課程に準じます。

(※1) 2025年度実績 採用人数に限度があるため、上記基準内であっても採用されない場合があります。

(※2) ビジネス研究科秋入学生については別日程

(※3) 2022年度以前に入学した学生の給付額は、授業料相当額の2分の1とします。

(※4) 2022年度以前に入学した学生の給付額は、授業料相当額に120,000円を加えたものとします。

(※5) 2022年度以前に入学した学生の給付額は、年間学費(授業料、教育充実費、実験実習料及び特別在籍料(適用学期のみ))相当額とします。

(※6) 出願時期、出願方法に関しては、出願のしおりや本学奨学金ウェブサイト等を必ず確認してください。

○ 司法研究科対象の奨学金（下記の奨学金以外に、他研究科と同じく日本学生支援機構大学院奨学金、同志社大学短期貸付金の利用が可能です。）

2026年3月現在

名 称	種 類	金 額 (＊４)	対 象 (＊３)		給付・貸与人数 (＊１)	願書 入手時期	出願期間 (＊５)	採否決定	備 考
			家計基準	成績基準					
同志社大学大学院 司 法 研 究 科 奨 学 金	給 付	①第1類奨学金 〔2年間継続型〕 年間の単位授業料 相当額 ②第2類奨学金 〔単年度給付型〕 年間の単位授業料 相当額 ③第3類奨学金 〔単年度給付型〕 年間の単位授業料 相当額の1/2	——	勉学意欲旺盛 で、学業人物 ともに優秀な 者	1 年次生 ① 5 ② 7 ③16 2 年次生 ① 7 ②21 ③13 3 年次生 ① 0 ② 1 ③ 2	公募はしない		1 年次生 入試合格と 同時 2 年次生以上 3月	選考： 1 年次生 入学試験の成績によ る。秋に補充採用する ことがある。 2 年次生以上 学業成績優秀者の中 から選考
司 法 研 究 科 修学支援奨学金	給 付	年間の登録単位数に 8,000円を乗じた額	司法研究科正規学生で司法 研究科の推薦のあるもの (ただし、司法研究科奨学 金と併給はできない。)		1 年次生 31 2 年次生 25 3 年次生 6	公募はしない		1 年次生 入試合格と 同時 2 年次生以上 3月	
同志社大学大学院 司 法 研 究 科 貸 与 奨 学 金	貸 与 (無利子)	一学期の金額 ①一学期の 単位授業料相当額 ②一学期の 単位授業料相当額の1/2	学資の支弁 に支障のある 者	1 年次生 入試合格を もって基準 を満たす 2 年次生以上 司法研究科 の推薦によ る	〔入学前〕 ① 0 ② 1 〔春学期〕 ① 2 ② 3 〔秋学期〕 ① 2 ② 1	1 年次生 〔春〕 合格発表後 〔秋〕 7月上旬 2 年次生以上 〔春〕 1月上旬 〔秋〕 7月上旬	1 年次生 〔春〕 ・前期日程 10月上旬 ・後期日程 2月中旬 〔秋〕 9月中旬 2 年次生以上 〔春〕 3月下旬 〔秋〕 9月中旬	1 年次生 〔春〕 ・前期日程 11月中旬 ・後期日程 3月上旬 〔秋〕 10月上旬 2 年次生以上 〔春〕 4月中旬 〔秋〕 10月上旬	貸与期間：1 学期 (学期毎に出願可) 最短修業年限まで出願 可 外国人留学生は出願不 可 連帯保証人が2名必要 返還は原則として修了 時から貸与回数×3年以 内。ただし、15年を超 えないものとする。 願書入手時期・出願期 間・採否決定は予定(変 更の場合あり)。
同志社大学大学院 司 法 研 究 科 特別支給奨学金	給 付	年 間 100,000円	——	同志社大学 を卒業、同志 社大学在学3 年で飛び入 学又は同志 社大学大学 院を修了し、 司法研究科 に入学した 者	26	公募はしない		5月中旬	有資格者全員を採用す る。 入学初年度に、各学期5 万円を給付する。

（＊１） 2025年度実績

（＊３） 採用人数に限度があるため、上記基準内であっても採用されない場合があります。

（＊４） 単位授業料は、登録単位数に応じて徴収するもの

（＊５） 出願時期、出願方法に関しては、出願のしおりや本学奨学金ウェブサイト等を必ず確認してください。